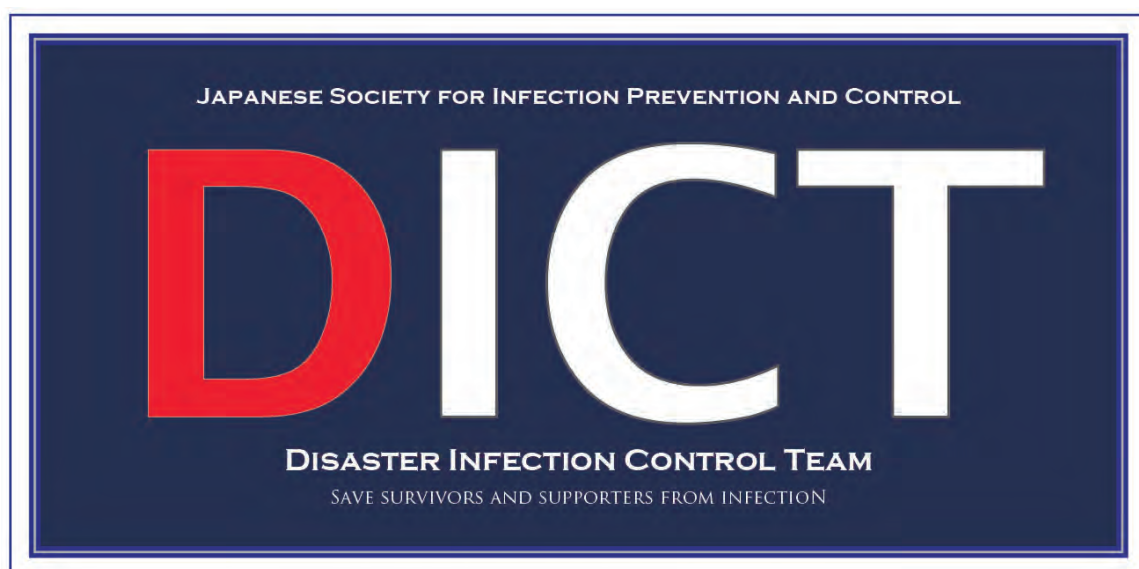


第 8 章 DICT 活動要綱 (2019)



DICT 活動要綱 (2019)

I 概要	S142
DICT (日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム) とは	S142
1. 運用の基本方針	S143
2. 本要綱の位置付け	S145
II 用語の定義	S146
1. DICT (DISASTER INFECTION CONTROL TEAM) の定義	S146
2. 実務経験者の定義	S147
3. DICT 登録者の定義	S147
● リザーブメンバー (RESERVE MEMBER : RM)	S147
● アクティブメンバー (ACTIVE MEMBER : AM)	S147
4. 統括 DICT 登録者	S148
5. DICT 登録拠点	S148
6. DICT アドミニストレーター (ADMINISTRATOR : AD)	S149
7. DICT ブロック統括者 (BLOCK ADMINISTRATOR : BA)	S149
8. DICT ユニット (班)	S150
9. 支援 DICT	S150
10. 受援 DICT	S151
11. いわゆる 日本 DMAT および 日赤救護班, JMAT, DHEAT 等	S151
III DICT の活動	S152
1. DICT 本部活動	S154
2. DICT 登録拠点活動	S155
3. 医療機関 ICT 支援活動	S155

4. 被災域内活動	S155
5. 避難施設活動（避難施設 ICT 支援活動）	S156
6. 後方支援活動（DICT ロジスティックsteam）	S156
7. 地域ブロック活動	S156
IV 平常時の準備活動	S157
1. DICT 運用計画の策定	S157
2. DICT 登録拠点の指定，業務計画の策定および協定締結等	S157
3. DICT 登録者および統括 DICT 登録者の登録促進	S158
4. DICT 本部の設置準備	S159
5. 連絡体制の確保	S159
6. DICT の運用体制の確保	S160
7. 研修・訓練の実施	S160
V 初動	S162
1. DICT の派遣要請	S162
2. DICT の待機要請	S164
3. DICT 活動への支援要請	S165
VI 被災都道府県災害医療本部リエゾン，各 DICT 本部等の役割	S165
1. 被災都道府県調整本部付き DICT リエゾン	S165
2. DICT 活動拠点（DICT 現地本部）	S166
3. DICT 統括本部および日本環境感染学会（JSIPC）事務局	S167
4. 関係機関付きの連絡要員	S167
VII 被災地域における DICT の活動	S167
1. 被災地域での活動	S167
2. 医療機関 ICT 支援	S168
3. 域内 ICT 支援	S168

4. 避難施設活動	S168
5. 航空機内等,輸送中における感染制御支援活動	S169
6. 後方支援（ロジスティクス）	S169
VIII 費用の支弁	S169
1. 原則	S169
2. 災害救助法が適用される場合	S170
☒ DICT の組織機構	S171
☒ JSIPC 災害時感染制御支援チーム（DICT）活動開始までの流れ	S171
☒ 日本環境感染学会による支援のイメージ	S172

I 概要

DICT（日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム）とは

- ・日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（Disaster Infection Control Team: DICT 〈ディーアイシーティー〉）とは、大規模自然災害発生時に「避難施設等における感染制御活動を支援するために一般社団法人 日本環境感染学会(JSIPC)が主体となって感染制御の実務経験者により編成される職能集団」と定義される。
- ・日本では、大規模自然災害により発生する医療ニーズ（診断・処置・移送）に対し、主として災害派遣医療チーム（DMAT 〈ディーマツト〉）や日本赤十字救護班が対応するが、感染症リスクに対しては平時と同様に保健所等の公的保健衛生システムが担うことを原則としている。しかし、発災後の超急性期には被災者や被災自治体の感染症リスクに対する危機感や医療ニーズに比較して小さく、近年の災害においても自発的ニーズが発生するのは事案発生後であり、問題化した後に保健所等に報告される事例が見られた。
- ・東日本大震災をはじめとする大規模自然災害の発生時に設置される避難施設においては、しばしば集団感染症が問題となり、災害で損なわれた公衆衛生システムを一時的に支援・補完するための対策の一環として感染制御チーム（ICT）の活用が提唱されてきた。
- ・厚生労働省防災業務計画（2017）⁴²には、地方自治体においてはJSIPCなど専門学会への相談の仕組みを整備すべきこと、災害対策本部に感染制御の専門家を配置すべきことが明記されていることを受け、専門学会としての即応可能な支援体制整備の一環としてDICTが設けられた。
- ・DICTは災害が多発する日本の状況を踏まえ、学会員間の連絡を駆使して発災早期に支援の必要性を能動的に評価し、被災現地の保健所、医療機関ICT、受援DICT（後述）等と連携して避難所における集団感染症の抑制や制御を目的に活動するチームである。
- ・DICTは民間組織⁴³であり、保健所機能等の公的保健衛生システムが十分に機能している状況ではニーズは小さく、災害規模が大きく公的保健衛生システムのみでは対応困難な事案において、被災都道府県からの要請を受けて支援活動を行うことが原則である。
- ・集団感染症の制御は、その基礎部分においては医療機関における感染制御活動との共通項が多いものの、施設や人員、資材、対象者の背景は医療機関とは著しく異なる。そのため、DICT構成員はJSIPCが主催する「災害時の感染制御」に関する十分な研修を受けることが望ましい。

⁴²厚生労働省防災業務計画. https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/290706-kouseiroudoushoubousaigyomukeikaku_2.pdf accessed in Feb. 2019

⁴³ 2019.5.1 現在

- ・ DICT 活動にあたり, JSIPC は全ての参加者の安全確保に最大限配慮するものとし, 活動の開始と終了はリスクと必要性を判断し, 全チームに明確に伝達するものとする。

1. 運用の基本方針

- ・ DICT の活動は, 厚生労働省防災業務計画 (2017)⁴⁴に記載されている, 被災自治体から一般社団法人 日本環境感染学会 (JSIPC) に対する技術支援要請⁴⁵に対し, 迅速かつ円滑に対応することを目的とする。具体的には, 厚生労働省の指導のもとで都道府県が平常時に策定する地域防災計画等に基づいて, 技術支援等の協力を求められた際に JSIPC として迅速に対応するための組織活動である。
- ・ DICT の派遣は, 原則として被災地域の都道府県からの派遣要請に基づくものである。ただし, 当分の間, 被災地域の都道府県からの派遣要請が無い場合であっても, 厚生労働省あるいは被災地の DICT 登録者 (後述) が, 緊急の必要があると認めるときは, DICT 事務局 (後述) に対して DICT の派遣を要請することとともに, 都道府県等に対しても DICT の派遣を促すこととする。
- ・ JSIPC は, 平常時および災害時の DICT 活動を円滑にするため, 一般社団法人 日本環境感染学会 (JSIPC) 事務局内 (〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-26-6 池田山パークヒルズ 202 号室 TEL: 03-6721-9131/FAX: 03-6721-9132) に DICT 事務局を置く。
- ・ JSIPC は, DICT を構成する要員の登録・認証, および DICT 登録者に対する研修および訓練の実施により, DICT の質の維持および向上を図る。
- ・ DICT 事務局は, 大規模災害の発生にあたり, JSIPC 理事長の許可のもと, 必要に応じて迅速評価チーム (Rapid assessment team: PreDICT, 〈プレディクト〉) (後述) を被災地に派遣することができる。
- ・ PreDICT は, 統括 DICT 登録者 (後述) を主とする学会会員により構成され, 被災自治体の災害対策本部あるいは保健医療調整本部 (以下、医療調整本部) に DICT 活動の開始を申告するものとする。

⁴⁴厚生労働省防災業務計画. https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/290706-kouseiroudoushoubousaigyomukeikaku_2.pdf accessed in Feb. 2019

⁴⁵ 厚生労働省防災業務計画, 第二編 災害応急対策 第二章 保険医療に係る対策 第8節 防疫対策 (5) (6)

- ・ JSIPC は、PreDICT の派遣等を通じて、災害の発災初期から積極的情報収集等により都道府県に対して必要な支援を行うものとし、避難所等の感染制御に関わる情報集約、関連省庁との必要な調整および被災地域外の都道府県等に対する支援 DICT（後述）の派遣調整を行う。
- ・ JSIPC は、統括 DICT 登録者の所属機関等に DICT 登録拠点（後述）を置く。
- ・ JSIPC は、被災地域の都道府県が直接 DICT の派遣要請を行わない場合、および厚生労働省等と協議して緊急の必要があると認めた場合は、当該都道府県に対して管内の統括 DICT 登録者（後述）を介して、厚生労働省防災業務計画に基づき JSIPC および DICT 登録拠点に対して DICT 派遣要請を行うよう助言する。
- ・ JSIPC は、被災都道府県あるいは被災都道府県の統括 DICT 登録者等から、DICT の派遣の要請がなされない場合は、JSIPC が独自に派遣する PreDICT が、被災都道府県に対して派遣要請を促す。
- ・ JSIPC は、被災都道府県から直接 DICT の派遣要請が行われない場合には、日本医師会の協力を得て JMAT の感染対策専門班として被災地の感染制御活動を支援する。
- ・ 都道府県の統括 DICT 登録者は、平常時に受援 DICT（後述）としての DICT 派遣要請計画を策定し、所属医療機関等の理解を得るように努め、災害時には当該計画に基づき支援 DICT として自施設 ICT の派遣を促すとともに、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の確保等）を行う。
- ・ 統括 DICT 登録者は、平常時に DICT 登録拠点ごとに受援 DICT として、派遣要請計画の策定を推進し、同時に域内の支援 DICT としての派遣準備、DICT に参加する要員の研修・訓練に協力し、災害時には被災地域の都道府県等の派遣要請に応じて支援 DICT を派遣できるよう準備を行う。
- ・ DICT 登録拠点は、平常時に DICT に参加する要員の研修・訓練に協力し、災害時には受援 DICT として、被災地域の都道府県等の派遣要請に応じ、自施設の統括 DICT 登録者を DICT アドミニストレーター（後述）として派遣する準備を行う。
- ・ JSIPC は、日本医師会、災害拠点病院、日本赤十字社、国立病院機構、大学附属病院、自衛隊等に対して、DICT の活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の輸送・提供等）が得られるよう働きかける。
- ・ DICT 活動にあたり、JSIPC は全ての参加者の安全確保に最大限配慮するものとし、活動の開始と終了はリスクと必要性を判断し、全チームに明確に伝達するものとする。

2. 本要綱の位置付け

- 厚生労働省防災業務計画（2017）⁴⁶には、災害対策基本法⁴⁷、大規模地震対策特別措置法⁴⁸、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法⁴⁹、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法⁵⁰に基づく厚生労働省の所掌事務について、防災に関して講ずるべき措置および地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的として諸事項が示されているところであるが、国、都道府県の役割として、DMATおよび災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT〈ディーヒート〉）等派遣の要請等について記載されるとともに、防疫対策⁵¹の項（第2編,第2章,第8節）で「被災都道府県・市町村は、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。」とし、同留意事項の（5）には「被災都道府県・市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会等と連携し、被災都道府県・市町村以外の都道府県および市町村に対して、感染対策チーム（ICT）の派遣を迅速に要請すること。」と記載されている。さらに（6）には「被災都道府県・市町村は、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に、感染症に関する十分な知見を有する医師等を常駐させるよう努めること。」と記載されている。
- JSIPCは、厚生労働省の防災業務計画に基づき、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害時感染制御支援チーム（DICT）に参加する医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等に対する教育研修を推進するものとする。
- JSIPCは、学会会員等に対してDICTへの参加を広く呼びかけ、DICT登録者（リザーブメンバー）としての登録を推進するとともに、派遣に応じることが可能な研修修了者（アクティブメンバー）からなる支援DICTを編成するとともに、各地方ブロック（後述）のDICTについて複数の統括DICT登録者を指名する。

⁴⁶ 厚生労働省防災業務計画 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/290706-kouseiroudoushoubousaigyomukeikaku_2.pdf accessed in Feb. 2019

⁴⁷ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項

⁴⁸ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項

⁴⁹ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項

⁵⁰ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項

⁵¹ 第2編 災害応急対策 第2章 保健医療に係る対策 第8節 防疫対策

- ・ JSIPC は、理事および評議員全員を DICT リザーブメンバーとして登録するものとし、派遣に応じることが可能な研修終了者については、DICT アクティブメンバーとなるよう働きかける。また、自らも JSIPC が実施する研修を受講し、各地方ブロックの統括 DICT 登録者として DICT に参加するよう努める。
- ・ 統括 DICT 登録者は、必要に応じて、所属する公的医療機関・民間医療機関に対し、同施設の感染制御チーム (ICT) の構成員に DICT 登録を推奨し、DICT としての派遣への参加を推進するものとする。
- ・ 本要綱は、被災都道府県・市町村が、被災都道府県・市町村以外の都道府県および市町村に対して、感染対策チーム (ICT) の派遣を要請する際に JSIPC との間で、迅速かつ円滑な連携と調整を行うべく、一般社団法人 日本環境感染学会 (JSIPC) の活動方針と趣旨に則り定めるものであると同時に、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画 (相互 地域防災計画も含む。) 等において DICT 等の派遣要請、運用等について記載する際の指針となるものである。
- ・ また、本要綱は、都道府県が作成する防災業務計画や地域防災計画に DICT 等の整備又は運用といった災害時の防疫対策計画の策定にあたり、災害防疫活動実施時の留意事項について記載する際の参考となるものである。
- ・ なお、本要綱は、JSIPC による DICT 運用等の基本的事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動や相互の応援および日本赤十字社の自主的な活動を制限する意図はない。
- ・ また、DICT は一般社団法人 日本環境感染学会 (JSIPC) が団体の活動趣旨に則り、自発的に運営する災害時の感染制御支援組織であって、その活動はいかなる外部団体の指示や命令によるものでもなく、その活動の開始と終了は JSIPC の判断による。
- ・ DICT 活動にあたり、JSIPC は全ての参加者の安全確保に最大限配慮するものとし、リスクと必要性に基づき、活動の開始と終了を全チームに明確に伝達するものとする。

II 用語の定義

1. DICT (Disaster Infection Control Team) の定義

- ・ DICT とは、大規模自然災害発生時に「避難施設等における感染制御活動を支援するために一般社団法人 日本環境感染学会 (JSIPC) が主体となつて感染制御の実務経験者により編成される職能集団」と定義される。

- ・ DICT は、災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動開始可能な機動性を持った、専門的研修・訓練を受けた災害時感染制御チームである。
- ・ DICT は、DICT 本部活動、医療調整本部支援活動、広域 ICT 支援活動、医療機関 ICT 支援活動、域内 ICT 支援活動、避難施設 ICT 支援活動、域内 ICT 後方支援活動を主な活動とする。また、医療機関 ICT 支援活動や情報収集等を担う調査・ロジスティクスも行う。

2. 実務経験者の定義

- ・ DICT における実務経験者とは、医療機関において医療関連感染や集団感染制御の実務を担う ICT（感染制御チーム）のメンバー、あるいは被災地における感染制御活動の経験者を含む集団感染制御に関する相当の知識を有するものをいい、感染制御に関する専門的研修や教育を受け、専門団体が指定する資格を有することが望ましい。
- ・ 医療機関における ICT（感染制御チーム）のメンバーとしての実務経験がない場合であっても、JSIPC が実施する「DICT 養成研修」を修了したものおよび修了予定者については有資格者として登録を認める場合がある。
- ・ 医療機関における ICT（感染制御チーム）のメンバーとしての実務経験がない場合であっても、JSIPC が相当の学識あるいは学会活動の実績（理事および評議員等）があるものについては登録を認める場合がある。

3. DICT 登録者の定義

- ・ DICT 登録者は、JSIPC の求めに応じて自ら登録を申し出た実務経験者であり、登録者はリザーブメンバーとアクティブメンバーを区別する。

●リザーブメンバー（Reserve Member : RM）

- 原則として DICT 登録者は全員リザーブメンバーとなる。
- 登録確認後 DICT リザーブメンバー（DICT-RM 〈アールエム〉）と称する。
- DICT-RM は、研修・訓練および後方支援活動に参加する資格を有する。

●アクティブメンバー（Active Member : AM）

- 支援派遣のための研修を修了した DICT 登録者はアクティブメンバーとなる。
- JSIPC が実施する「DICT 養成研修」を修了するか、同等の学識・技能を有する実務経験者として JSIPC が認めた者を DICT アクティブメンバー（DICT-AM 〈エーエム〉）と称する。

- ▶ DICT-AM は、災害発生時に DICT として支援派遣される資格を有する。
- ・ JSIPC は、DICT 登録者に対して DICT メンバー証を、アクティブメンバーに対して DICT アクティブメンバー証を交付する。
- ・ DICT 登録者は 5 年ごとに参加意思の確認がなされ、更新される。

4. 統括 DICT 登録者

- ・ 統括 DICT 登録者は、平常時に DICT 登録者への訓練、DICT に関する研修、都道府県等の災害関連感染制御・防疫体制に関する助言等を行う指導者である。
 - ▶ 統括 DICT 登録者は DICT-AM の中から JSIPC が指名し登録する。
 - ▶ 統括 DICT 登録者は、災害の急性期に迅速評価チーム (PreDICT) の責任者およびブロック統括者、DICT ユニットのリーダーとなる資格を有する。
 - ▶ 統括 DICT 登録者は、原則として感染制御のための緊急的な医療行為を実施することが可能な、医師または看護師、保健師等の免許を有することが望ましい。
 - ▶ 統括 DICT 登録者は、原則として「DICT アドミニストレーター (以下、-AD) 研修」を修了し、あるいはそれと同等の学識・技能を有する者として JSIPC が認め、JSIPC に登録された者であることが望ましい。

5. DICT 登録拠点

- ・ DICT 登録拠点は、統括 DICT 登録者が所属する医療機関あるいは医育機関等であって、地域ブロックの DICT 登録者の指揮所の役割を担う拠点である。
 - ▶ DICT 登録拠点は、平常時に支援 DICT 派遣の準備、DICT に参加する要員の研修・訓練に協力し、災害時には被災地域の都道府県等の派遣要請に応じて支援 DICT を派遣する。
 - ▶ DICT 登録拠点は、平常時に DICT に参加する要員の研修・訓練に協力し、災害時には受援 DICT として、被災地域の都道府県等の派遣要請に応じて統括 DICT 登録者を DICT-AD として派遣する準備を行う。

6. DICT アドミニストレーター (Administrator : AD)

- ・ DICT アドミニストレーター (DICT-AD) は、原則として統括 DICT 登録者から指名され、ブロック統括者または都道府県統括者などの地域単位の DICT 統括者の役割を担う指導者である。
 - JSIPC が実施する「DICT-AD 研修」を修了するか、同等の学識・技能を有する者として JSIPC が認め、JSIPC に登録された者を DICT アドミニストレーター (DICT-AD 〈エーディー〉) と称する。

7. DICT ブロック統括者 (Block Administrator : BA)

- ・ ブロック統括者 (DICT-BA) は、地域ブロックに所属する都道府県の統括 DICT 登録者を取りまとめる役割を担う地域統括者である。
 - ブロック統括者 (DICT-BA 〈ビーエー〉) は、JSIPC がブロック内の統括 DICT 登録者の中から指名する。
 - DICT-BA は、JSIPC が実施する「DICT-AD 研修」を修了あるいは同等の学識・技能を有する者として JSIPC が認めた者であり、DICT 登録拠点に所属していることが望ましいが、当該都道府県あるいは地域ブロックの感染制御にかかる組織を統括・指導する立場のものであれば、その資格を有する。
 - DICT-BA は、所属機関の所在ブロックが被災地となった場合、被災都道府県が設置する災害対策本部あるいは医療調整本部に、傘下の DICT を支援団体として登録し、被災現地の受援 DICT を支援するとともに、医療調整本部における DICT リエゾンとして被災都道府県・市町村と連携し、被災域外からの支援 DICT 派遣を斡旋・調整する役割を担う。
- ・ DICT-BA は、所属機関の所在ブロックが被災地となった場合、JSIPC に対して迅速評価チーム (PreDICT) の派遣を要請するものとする。
 - PreDICT は、被災都道府県・市町村の災害対策本部あるいは医療調整本部に派遣され、DICT-BA を補佐するとともに現地受援 DICT を支援する。
 - PreDICT は、JSIPC に対し域外からの派遣の要否について報告し、被災都道府県・市町村外からの支援 DICT 派遣を調整する。
- ・ JSIPC および DICT-BA は、当分の間、域外からの支援 DICT 派遣にあたり、日本医師会の JMAT 事務局あるいは都道府県、郡市医師会に対して JMAT の感染制御専門班として登録申請し、活動への協力を得る。ただし、都道府県から直接 JSIPC に対する支援要請があった場合はこの限りではない。

8. DICT ユニット (班)

- ・ DICT の 1 ユニット (班) は, 車両等による移動を考慮し, 原則として 4 名で構成する, 活動の基本単位である。
- ・ DICT の 1 ユニット (班) には, 緊急医療行為実施時の法的対応に配慮し, 以下の構成を標準とする。
 - 医師: 感染制御医 (ICD) 1 名 (ユニットリーダー, DICT-AD であること)
 - 看護師: 感染管理認定看護師 (CNIC) または, 相当する資格を有するもの 1 ないし 2 名 (看護師がユニットリーダーとなる場合, 少なくとも看護師 1 名が DICT-AD であること)
 - 薬剤師: 感染制御専門・感染制御認定薬剤師 (ICPS, PIC) または臨床検査技師: 感染制御認定微生物検査技師 (ICMT) あるいは歯科医師: ICT 経験のある歯科医師 (ICDD) 1 名
 - 業務調整員等: 1 名 (看護師 2 名の場合は他職種 1 名が調整業務を兼ねる)
 - 2 ユニット (8 名) 以上で行動する場合, 医師または看護師を含まないユニット編成も許容される (ただし, 編成中の 1 ユニットは医師または看護師である DICT-AD が全編成リーダーを務めること)。
 - JMAT として活動する DICT ユニットのリーダーは医師であることを要する。

9. 支援 DICT

- ・ 支援 DICT とは, 被災地域以外の統括 DICT 登録者が所属する医療機関あるいは医育機関等の DICT 登録拠点に所属する, 被災地外の DICT 登録者により編成され, 被災地に派遣される支援 DICT である。
 - 支援 DICT は, 被災地域以外の DICT 登録メンバーのうち, JSIPC 等が実施する「DICT 養成研修」を修了するか, 同等の学識・技能を有する者として JSIPC が認め, JSIPC に登録された被災地域以外の DICT アクティブメンバー (DICT-AM) により編成する。
 - 支援 DICT は, 被災地域の統括 DICT 登録者 (DICT-BA, DICT-AD 等) の指揮により, 被災自治体の避難施設等において, 被災地域の受援 DICT が行う感染制御支援活動を支援する。

- ▶ 支援 DICT の 1 ユニット (班) は、別に定める職種を含む実務経験者等 4 名によって構成し、ユニットリーダーは、原則として「統括 DICT 登録者」である医師：感染制御医 (ICD) または看護師：感染管理認定看護師 (CNIC) が務める。
- ▶ ただし、JMAT として活動する DICT ユニットのリーダーは医師であることを要する。リーダーは班の活動開始と終了を明確に宣言し、JSIPC に伝達する。

10. 受援 DICT

- ・ 受援 DICT とは、被災地域の都道府県に所在する、統括 DICT 登録者所属の医療機関あるいは保育機関等所属の ICT あるいは DICT 登録者を意味し、被災地において、被災者支援のために自助的に活動する「現地 ICT」である。
- ▶ 受援 DICT は、DICT 登録メンバーであることを条件とせず、被災地の感染制御のために活動するすべての ICT を含む。
- ▶ 受援 DICT に所属する DICT-AD は支援 DICT を統括し、指揮することができる。
- ▶ 受援 DICT は、支援 DICT のメンバーのすべて、あるいは一部を受援 DICT のユニットに加えることができる (合同運用)。
- ▶ 受援 DICT の 1 ユニット (班) は、別に定める職種を含む実務経験者等 4 名によって構成し、リーダーは、原則として JSIPC が実施する「DICT-AD 研修」を修了し、あるいはそれと同等の学識・技能を有する者として JSIPC が認め、JSIPC に登録された DICT-AD が務めることが望ましいが、被災状況に応じて変更することを妨げない。

11. いわゆる 日本 DMAT および 日本赤十字救護班, JMAT, DHEAT 等

- ・ 災害派遣医療チーム (DMAT) は、日本 DMAT 活動要領に基づく団体をいう。
- ・ 日本赤十字社救護班 (以下「日赤救護班」という。) は、日本赤十字社防災業務計画に基づく感染制御支援活動班をいう。
- ・ 日本医師会災害医療チーム (JMAT (ジェーマット)) は、日本医師会の JMAT 要項に基づき編成される災害医療チームをいう。

- ・ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、厚生労働省の災害時健康危機管理支援チーム活動要領に基づく団体をいう。
- ・ DICT は、本要綱における DMAT および日赤救護班、 JMAT, DHEAT 等と協働する。

III DICT の活動

- ・ DICT は、被災都道府県・市町村等の災害対策本部、医療調整本部あるいは被災地の受援 DICT および日本医師会災害医療チーム（JMAT）等からの派遣要請を受け、DICT 登録者により編成され、感染対策専門班として活動する。
- ・ DICT の活動には、DICT 本部活動、医療調整本部支援活動、医療機関 ICT 支援活動、域内感染制御支援活動、避難施設 ICT 支援活動、被災地 ICT 後方支援活動が含まれる。
- ・ DICT は、災害の急性期においては日本医師会との連携のもと、JMAT とともに、あるいは JMAT の感染対策専門班として登録した上で被災現地に赴き、活動することができる。
- ・ DICT 登録者は、JSIPC からの要請により、原則的に DICT 登録拠点等が所在する所属医療機関等の長の許可を得て活動に参加する。
- ・ 特定の医療機関等に所属しない DICT 登録者は、自己の責任（プロフェSSIONAL・オートノミー⁵²）において JSIPC の DICT 活動に参加することができる。
- ・ DICT は、JMAT とともに、あるいは JMAT として活動する際には、各 DICT が所在する都道府県の医師会、郡市医師会の了承を得て、日本医師会（日本医師会地域医療第 1 課行 TEL：03-3942-6137/FAX：03-3946-2140）に登録する。

→ JMAT 登録書式〈様式 1〉

⁵² 日本医師会「医師とプロフェSSIONALオートノミー」<http://www.med.or.jp/doctor/member/kiso/k6.html>

<様式1> 「日本医師会災害医療チーム（JMAT）」申込書
 日本医師会地域医療第1課行（FAX 03-3946-2140）

_____ 都道府県医師会

○申込日 平成 年 月 日

○都道府県医師会

	(ふりがな) 氏 名	連 絡 先
担当役員		
担当事務局		
緊急連絡先		

○チーム構成員 (※複数のチームを組織される場合はコピーにてご対応願います。)

	(ふりがな) 氏 名	年 齢	性 別	所 属	職 種	緊急連絡先 (携帯電話など確実な連絡のとれるもの)	専門 分野
1 (責任者)							
2							
3							
4							
5							

<責任者連絡先>

〒

TEL:

携帯:

FAX:

E-mail:

○活動可能期間 平成 年 月 日 (時ごろ) ~ 平成 年 月 日 (時ごろ)
 (出発 平成 年 月 日 帰還 平成 年 月 日)

※派遣についての詳細は、派遣に向けた準備が整い次第、都道府県医師会・チーム責任者の方へ、こちらからご連絡させていただきます。

※個人情報は、JMATに関連する業務以外に使用いたしません。

1. DICT 本部活動

- ・ DICT 本部活動とは、日本環境感染学会事務局内に置かれる平常時の「DICT 事務局」に所在する「DICT 統括本部」、被災都道府県の医療調整本部に派遣される「PreDICT 活動拠点」あるいは都道府県の「医療調整本部付き DICT 活動拠点」、受援 DICT の「現地活動拠点」、支援 DICT による「現地活動拠点」等の指揮調整活動である。
 - 全ての拠点は必要に応じて所在地名を加えて拠点名とする（DICT〇〇本部）。
 - DICT 統括本部の長は日本環境感染学会の理事長であり、災害時感染制御検討委員会の委員長はその職務を補佐する。委員長に事故あるときは副委員長が補佐する。副委員長に事故あるときは担当理事および委員の中から暫定委員長を選出してその任にあたらせることができる。
 - 平常時の DICT 統括本部は主に事務的管理を担うが、首都圏災害時には、安定した通信が可能な他の地域に DICT 統括本部を移すことができる。
 - 首都圏災害等で DICT 統括本部を臨時 DICT 統括本部として移設する際には、安定した通信と交通が確保できる都道府県の統括 DICT 登録者（DICT-AD）あるいはブロック統括者（DICT-BA）が所属する施設が望ましい。
 - 被災都道府県の受援 DICT に所属する統括 DICT 登録者は、DICT アドミニストレーター（AD）として、災害時に管内等に参集した支援 DICT を指揮し、関係機関との調整等を行う組織として、PreDICT 活動拠点あるいは都道府県医療調整本部付き DICT 活動拠点のほか、必要に応じて、現地 DICT 活動拠点、DICT 地方ブロック本部等を設置する。
 - 各 DICT 本部の構成員は DICT 登録者に限る。また、各 DICT 本部の長は原則的に統括 DICT 登録者あるいは DICT-AD, DICT-BA とする。
 - 都道府県の統括 DICT 登録者あるいは DICT-AD, DICT-BA は、DICT ブロック本部の機能をもたせた組織を地域の実情に合わせ設置できる。
 - なお、大規模自然災害による予想外の被害状況に鑑み、本部機能は特定の施設や場所をもって定義されるものではなく、電子的通信を駆使した情報共有のための仮想的中心であり、時には被災地活動の最前線に構築する等、統括 DICT 登録者（DICT-BA, DICT-AD 等）とともに常に移動し、変遷しうるよう、柔軟な運用を行うものとする。

2. DICT 登録拠点活動

- ・ DICT 登録拠点活動は、支援 DICT 派遣に協力する意思を持ち、JSIPC に登録された医療機関等に置かれる拠点活動である。
 - DICT 登録拠点には、統括 DICT 登録者が 1 名以上所属していることを要する。
 - DICT 登録拠点所属の統括 DICT 登録者は、支援 DICT 派遣の際に自施設所属の DICT メンバーについて、業務上の出張扱いとされるよう働きかける。
 - JSIPC からの要請に対し、所属機関が業務上の出張として認めない等の事情がある場合は、本来業務に支障のない範囲で個人意思による DICT 活動を行うことは妨げない。

3. 医療機関 ICT 支援活動

- ・ 医療機関 ICT 支援活動（医療機関における感染制御支援活動）とは、被災都道府県に属する地域の医療機関に対する医療関連感染制御支援をいう。
 - 医療機関 ICT 支援活動は、当該医療機関が支援を求める場合であって、施設の長が施設内での感染制御活動を許可する場合に限る。
 - 医療機関 ICT 支援活動では、DICT ユニットとして、または ICD, CNIC, ICPS, PIC, ICMT, ICT 経験のある歯科医師 (ICDD) 等の職種が単独あるいは複数で支援する場合がある。
 - 多くの傷病者が来院している医療機関における情報収集、当該医療機関での ICT 活動の支援、感染制御広域支援のための DICT 活動拠点運用を含む。

4. 被災域内活動

- ・ 域内活動（域内感染制御支援活動）とは、被災都道府県や市町村内における ICT 間の支援である（域内 DICT すなわち、域内の受援 DICT と域内の支援 DICT 間の連携）。
- ・ 被災都道府県内の DICT 登録者による被災地域内の他医療機関 ICT や避難所の感染制御活動の支援を含む（域内 DICT 間の連携）。

5. 避難施設活動（避難施設 ICT 支援活動）

- ・ 避難施設活動とは、指定避難所等における DICT が行う避難施設感染制御チーム（ICT）に対する支援活動をいう。
 - 活動主体は域内 DICT によるが、必要に応じて域外からの支援 DICT も担当する。
 - 避難施設活動は、最低限 DICT 1 ユニットで活動し、DICT-AD 資格を有する ICD または CNIC がリーダーとなる。
 - 避難施設活動には、避難施設における感染症サーベイランス、感染症トリアージ、衛生指導、教育啓発、相談、定期ラウンド活動、緊急予防接種等の支援を含む。

6. 後方支援活動（DICT ロジスティックスチーム）

- ・ 後方支援（ロジスティックス）とは、DICT の活動に関わる通信、移動手段、感染制御用医薬品、資材等を確保することをいう。
 - DICT 活動に必要な連絡、調整、移動、情報収集の業務等も含む。
 - DICT 後方支援チームは、JSIPC の支援要請を受け、DICT 活動の後方支援（ロジスティックス、感染制御関連資材の提供）等を行う。
 - DICT 後方支援チームは、DICT リザーブメンバー、賛助企業や学会登録教育施設等により構成する。
 - 賛助企業に支援を要請する際には、災害時検討委員会の担当理事が JSIPC 名の「物資支援趣意書」を賛助企業に対して発出する。

7. 地域ブロック活動

地域ブロックの名称および当該ブロックに属する都道府県は、次のとおりとする。

- ・ 北海道ブロック 北海道
- ・ 東北ブロック 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
- ・ 関東ブロック 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・ 中部ブロック 富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ・ 近畿ブロック 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・ 中国ブロック 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ・ 四国ブロック 香川県、愛媛県、徳島県、高知県
- ・ 九州・沖縄ブロック 福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 上記の各地域ブロックに所属するDICTは、DICT-BAの指揮のもとで相互に連携して支援活動を実施するとともに、各都道府県のDICT-ADを中心として平時から支援DICT派遣のための各団体組織との調整を図り、災害時情報の共有に努め、DICT統括本部との連絡・調整を行うものとする。

IV 平常時の準備活動

1. DICT 運用計画の策定

- JSIPC は、DICT 運用に関わる計画（以下「DICT 運用計画」という。）を事前に策定する。JSIPC の理事長は DICT 運用計画の策定を災害時感染制御検討委員会に諮問することができる。
- JSIPC は、日本医師会と DICT との協働に係る計画を事前に策定し、協定を締結するものとする。
- 災害時感染制御検討委員会は、年度ごとに DICT 運用計画を策定して理事会に答申するものとする。
- DICT 運用計画には、感染制御広域支援における DICT の活動および DICT 登録拠点の指定に関する事項を明記する。

2. DICT 登録拠点の指定，業務計画の策定および協定締結等

- JSIPC は、学会会員等に対して DICT への参加を呼びかけ、DICT-RM の登録を推進するとともに、派遣に応じることが可能な研修修了者（DICT-AM）からなる支援 DICT を編成し、各地方ブロックの DICT について複数の統括 DICT 登録者（災害時においては DICT-AD）を指名する。
- JSIPC は、会員が所属する医療機関を DICT 登録拠点として登録し、厚生労働省および日本医師会にその旨、事前に情報提供するものとする。
- DICT 登録拠点は、以下の要件を満たす医療機関等とする。
 - 機関として DICT 派遣に協力する意思をもつこと。
 - DICT 活動に必要な人員（感染制御経験者）、活動のための装備を持つこと。
 - 災害拠点病院あるいは特定機能病院等であることが望ましいこと。

- ・ JSIPC は、全国の DICT 登録拠点について災害時の DICT 運用計画を提示し、当該機関の業務計画の一部として考慮するよう働きかけるとともに、運用に関する必要な事項についての協定を締結するよう努めるものとする。
- ・ JSIPC は、都道府県の統括 DICT 登録者を介して、日本赤十字社支部との間で日本赤十字社所属の DICT 登録者の活動に関する必要な事項について協定を締結するよう努めるものとする。
- ・ JSIPC と DICT 登録医療機関等間の協定は、以下の事項を含むものとする。
 - 協力要請の方法
 - 活動時の指揮系統
 - 活動時の業務内容
 - 活動時の後方支援（ロジスティックス）
 - 活動費用支弁
 - DICTに参加する要員の身分とDICT活動における事故等への補償
- ・ JSIPC は、厚生労働省に対して DICT 登録拠点についての情報をあらかじめ提供するものとする。
- ・ JSIPC は、厚生労働省等の関係省庁・諸団体に対し、DICT 活動が被災都道府県において活用されるよう情報提供を呼びかけるものとする。

3. DICT 登録者および統括 DICT 登録者の登録促進

- ・ JSIPC は、「DICT 養成研修」を修了した者、又はそれと同等の学識・技能を有する者を DICT 登録アクティブメンバーとして認証する。
- ・ JSIPC は、「DICT-AD 研修」を修了した者を統括 DICT 登録者として認証し、災害時に DICT アドミニストレーターとして任命する。
- ・ JSIPC は、DICT 事務局を通じて、DICT 登録者および統括 DICT 登録者（以下「DICT 登録者等」という。）を把握し、日本医師会および厚生労働省に情報提供する。
- ・ DICT 登録者等は、所属などの登録内容に変更があった場合は、DICT 事務局を通じて JSIPC に届け出る。
- ・ DICT 登録者は、DICT 登録者の届出に基づき、定期的に更新される。
- ・ 統括 DICT 登録者は、統括 DICT 登録者の届出に基づき、定期的に更新される。

- ・ DICT 登録拠点は、当該医療機関等に勤務する DICT 登録者等を把握し、DICT 事務局を通じて、変更あるとき又は定期的（5年ごと）に JSIPC に報告する。
- ・ JSIPC は、全国の DICT 登録拠点における DICT 登録者等を把握するとともに、DICT 登録者等に係る情報の更新を行い、厚生労働省等に情報提供するものとする。
- ・ JSIPC は、DICT 賛助会員の登録情報を変更あるとき又は定期的（5年ごと）に把握し、災害時の支援協定を締結するものとする。

4. DICT 本部の設置準備

- ・ JSIPC は、平常時において、あらかじめ、全国の統括 DICT 登録者のうち災害時に都道府県医療調整本部に DICT リエゾンとして赴く予定の者（DICT-AD）を複数名指名しておくものとする。
- ・ 災害拠点病院あるいは DICT 登録拠点は、通常時において、あらかじめ、当該施設内に災害時に DICT 活動拠点本部として使用する場所の提供を依頼するものとする。

5. 連絡体制の確保

- ・ 当面 DICT は、個人の携帯通信端末等を用いて相互の連絡を確保するものとするが、通常の公衆通信網の使用が不可能な事案に対する対策を検討するものとする。
- ・ JSIPC は、厚生労働省および都道府県に対し、広域災害・救急医療情報システムの整備に際して、DICT の情報連絡システムとしての機能を付与するよう働きかける。
- ・ JSIPC および DICT 登録拠点は、当該医療機関と派遣された DICT の間の連絡手段を確保するための機材を整備するよう働きかけるものとする。
- ・ JSIPC は、派遣された DICT ユニットのメンバー相互が被災地の活動現場において孤立することがないように、近距離無線装置等の供与を検討するものとする。

6. DICT の運用体制の確保

- ・ JSIPC は、全国規模の DICT の運用に関する事項を協議するため、災害時感染制御検討委員会（DICT 運用検討委員会）を定期的に開催する。
- ・ 災害時感染制御検討委員会は、必要に応じて DICT 登録活動拠点、厚生労働省、日本医師会支部医師会、日本赤十字社支部、消防等に運用情報を提供する。
- ・ JSIPC は、地方ブロックごとの DICT 体制の維持および連携に関する事項を協議するため、地方ブロック DICT 連絡協議会の設置を都道府県に働きかける。
- ・ DICT 事務局は、平常時に、DICT メンバーの登録作業、DICT 登録者の更新作業、DICT 技能維持研修の実施、日本 DICT 検討委員会開催に係る事務等、DICT 体制の維持および発展に関わる事務を取り扱う。
- ・ JSIPC は、派遣された DICT ユニットのメンバーが被災地の活動現場において身分を明らかにし、安全が確保されるよう、計画的に個人装備の整備を進めるものとする。

7. 研修・訓練の実施

- ・ JSIPC は、DICT に参加する医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等に対する教育研修を推進するものとし、関係省庁の協力の下、「DICT 養成研修」、「DICT-AD 研修」「DICT 技能維持研修」等を実施する。
- ・ DICT 運用検討委員会は、統括 DICT 登録者から構成され、DICT 養成研修等の実施とその質の管理について検討し、JSIPC に対し報告する。
- ・ JSIPC は、災害時感染制御検討委員会の技術的助言を踏まえ、都道府県等で行われる研修について、実施体制、研修内容等を評価し、「DICT 養成研修」として認定することができる。
- ・ JSIPC の認定を受けた DICT 養成研修の修了者は、DICT アクティブメンバーとなる。
- ・ DICT アクティブメンバーのうち、JSIPC の認定を受けた DICT アドミニストレーター養成研修の修了者は、DICT アドミニストレーターとなる。
- ・ JSIPC は、内閣府等の政府関係機関、都道府県、日本赤十字社、日本医師会等と連携し、DICT の活動訓練を実施する。

- ・ DICT 事務局は、厚生労働省等が実施する研修・訓練の実施に協力するとともに、「DICT 技能維持研修」を実施する。
- ・ 「DICT 技能維持研修」を終了し、規定の更新要件を満たしたものは DICT アクティブメンバーとして継続認定される。
- ・ DICT 登録医療機関は、DICT 登録者の研修・訓練に協力するものとする。
- ・ DICT 登録者は、平常時に、連絡体制など DICT 派遣の準備を整え、DICT の研修・訓練に積極的に参加する。
- ・ 都道府県 DICT は、地域ブロックごとに、DICT の継続的な研修・訓練を行うことができる。

V 初動

1. DICT の派遣要請

- ・ 被災都道府県から DICT の派遣要請がなされた場合は、当該地域の統括 DICT 登録者等の意見を聴き、速やかに PreDICT の派遣要請を JSIPC に対して行う。
 - ・ 被災都道府県の統括 DICT 登録者等は、以下の基準に基づき、当該地域の統括 DICT 登録者等の意見を聴き、速やかに DICT の派遣要請を JSIPC に対して行う。
 - ・ 被災都道府県の統括 DICT 登録者等は、JSIPC 派遣の PreDICT の意見を参考に、被災都道府県に対して、当該都道府県外から感染制御に関する技術支援が必要な規模の災害に対応するため、DICT の派遣を JSIPC に要請するよう促す。
 - ・ 被災都道府県あるいは被災都道府県の統括 DICT 登録者等から、DICT の派遣の要請がなされない場合は、JSIPC が独自に派遣する PreDICT が、被災都道府県に対して派遣要請を促す。
- 初動は、原則として以下の状況において開始するものとする。

1 震度6弱の地震又は死者数が2人以上 50人未満若しくは傷病者数が 20名以上見込まれる災害であって、100名規模以上の公的避難所が開設された場合

- JSIPC 統括本部は、被災域内の DICT 登録医療機関または統括 DICT 登録者に対して DICT の派遣をメーリングリストによる同時配信を用いて要請する。
- 被災域内の DICT 登録拠点または統括 DICT 登録者は、公衆衛生基盤が失われたことが疑われる状況においては可能な連絡方法を用いて DICT 登録者を招集し、域内の避難所に対して迅速評価チーム（PreDICT）の派遣を検討する。

2 震度6強の地震又は死者数が 50人以上 100人未満見込まれる災害であって、100名規模以上の公的避難所が開設された場合

- JSIPC 統括本部は、被災域内の DICT 登録拠点並びに被災都道府県に隣接する都道府県および被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県の統括 DICT 登録者に対して DICT の派遣をメーリングリストによる同時配信を用いて要請する。

- 被災域内の DICT 登録拠点または統括 DICT 登録者 (DICT-AD) 並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県および被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県の統括 DICT 登録者 (DICT-BA) は、特に公衆衛生基盤が失われたことが疑われる状況では可能な手段を動員して域内および隣接する地方ブロックの DICT 登録者を招集し、域内の避難所に対して迅速評価チーム (PreDICT) の派遣を検討する。

3 震度 7 の地震又は死者数が 100 人以上見込まれる災害の場合、100 名規模以上の公的避難所が複数か所開設された場合

- JSIPC 統括本部は、被災域内の DICT 登録拠点および被災都道府県に隣接する都道府県、被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県および被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県の統括 DICT 登録者 (DICT-AD) に対して支援 DICT の派遣をメーリングリストによる同時配信を用いて要請する。
- JSIPC 統括本部は、域内の DICT 登録拠点および被災都道府県に隣接する都道府県、被災都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県および被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックの都道府県の統括 DICT 登録者 (DICT-BA) を招集し、被災域内の避難所に対して迅速評価チーム (PreDICT) の派遣を検討する。同時に統括本部から直接、迅速評価チーム (PreDICT) を派遣する。

4 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震で、100 名規模以上の公的避難所が複数か所開設された場合

- JSIPC 統括本部は、被災域内の DICT 登録拠点および全国の都道府県の統括 DICT 登録者 (DICT-AD) に対して支援 DICT の派遣をメーリングリストによる同時配信を用いて要請する。
- 被災域内の DICT 登録医療機関または統括 DICT 登録者 (DICT-AD) は DICT 登録者を招集し、特に公衆衛生基盤が失われたことが疑われる状況では可能な手段を動員して域内および隣接する地方ブロックの DICT 登録者を招集し、被災域内の避難所に対して、迅速評価チーム (PreDICT) を派遣する。

- ・ JSIPC は厚生労働省等に対し、被災地域の都道府県の派遣要請に応じ、JSIPC に対して感染対策上の助言や DICT の派遣を要請するよう促す。
- ・ 被災地域外の都道府県が、被災地域の都道府県からの派遣要請があった場合に JSIPC と連携し、管内の DICT 登録医療機関および統括 DICT 登録者に対して DICT の派遣を要請するよう促す。
- ・ 当分の間、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合においても、JSIPC が緊急の必要があると認めるときは、被災地域以外の都道府県に対して被災地域への DICT の派遣を要請するよう促す。
- ・ JSIPC および DICT 事務局は、PreDICT の派遣によって DICT 派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、都道府県の医療調整本部を支援する。
- ・ JSIPC は、広域災害・救急医療情報システム等を通じて、都道府県、国立病院機構、日本赤十字社支部および DICT 登録拠点に対して DICT の派遣要請を行うよう促す。
- ・ 都道府県および厚生労働省から JSIPC に DICT 派遣要請があった場合には、参集拠点、想定される業務等についての情報を JSIPC に提供するよう依頼する。特に参集拠点の提示がない場合は、DICT 登録拠点を参集拠点とする。
- ・ JSIPC は、文部科学省、国立病院機構等に対し、被災都道府県の派遣要請に応じて、厚生労働省と連携し、管下の DICT 登録拠点施設の管理者に対し、DICT 派遣に協力を要請するよう促す。
- ・ DICT 登録拠点は、自施設の機能維持に支障のない範囲で、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の派遣要請を受け、事前の計画、協定等に基づき支援 DICT を派遣するよう努める。

2. DICT の待機要請

- ・ JSIPC は、都道府県、厚生労働省等に対し、大規模な自然災害が発生し、被災地域外からの感染制御活動に関する支援が必要となる可能性がある場合は、JSIPC に対して DICT 派遣のための待機を要請するよう促す。
- ・ 待機要請の手順は、派遣要請の手順に準じて行う。
- ・ 次の場合には、すべての DICT 登録拠点は、被災の状況にかかわらず、JSIPC、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DICT 派遣のための待機を行う。
 - 東京都 23 区で震度5強以上の地震が発生した場合

- その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- 津波警報（大津波）が発表された場合
- 東海地震注意情報が発表された場合
- 大規模な火災等で避難所が設置された場合

3. DICT 活動への支援要請

- ・ JSIPC はすべての DICT 登録拠点および統括 DICT 登録者に対し、所属機関として DICT 等の活動を支援するよう働きかける。

VI 被災都道府県災害医療本部リエゾン，各 DICT 本部等の役割

1. 被災都道府県調整本部付き DICT リエゾン

- ・ JSIPC は、被災地域都道府県管内等で活動するすべての DICT を指揮する都道府県の医療調整本部付き統括 DICT 登録者（以下、調整本部 DICT リエゾン）を配置する。
- ・ 調整本部リエゾンは、DICT-AD または DICT-BA であることが望ましい。
- ・ 調整本部リエゾンは、被災地域の都道府県災害対策本部および都道府県災害医療本部の指揮下に置かれる。
- ・ JSIPC は、あらかじめ都道府県調整本部付き DICT リエゾンの責任者となる予定の者として指名していた統括 DICT 登録者の中から調整本部リエゾンの責任者を任命する。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ指名していた者以外の統括 DICT 登録者を調整本部リエゾン責任者代行として任命することができる。
- ・ JSIPC は、調整本部リエゾン責任者代行業を任命するに当たっては、あらかじめ厚生労働省等と協議し、被災地域の都道府県に情報提供あるいは登録するものとする。
- ・ DICT 派遣を要請した被災地域の都道府県が、都道府県調整本部付き DICT リエゾンの要員として、JSIPC から災害医療調査ヘリ等により派遣される要員等、当該都道府県内外の統括 DICT 登録者等による感染制御に関する助言や支援を求める。
- ・ 被災地域の都道府県における統括 DICT 登録者は、都道府県調整本部において、必要に応じて JSIPC からの迅速評価チーム（PreDICT）を受け入れるよう促す。

- ・ 都道府県調整本部付き DICT リエゾンは、以下の業務を行うものとする。
 - 管内等で活動するすべてのDICTの指揮および調整
 - 調整本部付きDICTリエゾン以外の各DICT本部の指揮および調整
 - 避難施設における感染症情報等の収集とDICTユニットへの情報提供
 - 感染制御に必要な資材などの調達に関わる調整
 - 都道府県災害対策本部，都道府県災害医療本部等との連絡および調整
 - 消防，自衛隊，医師会等の関連機関との連携および調整
 - 必要に応じた，厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
 - JSIPCへの状況報告
 - DICTユニットの展開と撤収の指示
 - その他必要な事務

2. DICT 活動拠点（DICT 現地本部）

- ・ 都道府県調整本部付き DICT リエゾンは、必要に応じ DICT 現地活動拠点（DICT 現地本部）を設置する。
- ・ DICT 現地本部の責任者は、統括 DICT 登録者であることが望ましい。
- ・ DICT 現地本部は、都道府県調整本部付き DICT リエゾンの指揮下に置かれる。
- ・ DICT 現地本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し設置する。
- ・ DICT 現地本部に先着した DICT は、都道府県，厚生労働省等と連携し，DICT 現地本部の立上げを行い，当面の責任者となる。
- ・ 先着した DICT の責任者が統括 DICT 登録者でない場合は，統括 DICT 登録者が到着後に，先着した DICT の責任者から到着した統括 DICT 登録者に権限を委譲する。
- ・ DICT 現地本部が設置された災害拠点病院は，DICT 現地本部の場所の確保などの支援を行い，また，避難施設等の状況について情報を収集し，必要に応じて調整本部リエゾンに報告し，都道府県調整本部に対して感染制御に関連する助言を行う。
- ・ DICT 現地本部において，必要に応じ公衆衛生関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・ DICT 現地本部は，以下の業務を行うものとする。
 - 参集したDICTの指揮および調整

- 避難所の感染症情報等の収集
- 感染制御に必要な資材などの調達に関わる調整
- 都道府県保健医療調整本部付き DICT リエゾン，都道府県災害医療本部，都道府県災害対策本部等との連絡および調整
- 保健所等の公衆衛生関係機関との連絡および調整
- 消防，自衛隊，医師会等の関連機関との連携および調整
- 必要に応じた，厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
- その他必要な事務

3. DICT 統括本部および日本環境感染学会 (JSIPC) 事務局

- ・ DICT 統括本部は，DICT 派遣の要請等について JSIPC 内の災害対策本部機能を担う。
- ・ JSIPC および DICT 事務局は，DICT の活動全般について取り扱う。
- ・ JSIPC および DICT 事務局は，以下の事務的業務を行うものとする。
 - DICT メンバーの登録
 - JSIPC 内部の連絡・調整・記録
 - DICT 内部の連絡・調整、各 DICT への情報提供・搬送手段（自衛隊等）の確保に関する調整および情報提供・被災地域外の患者受入医療機関の確保
 - 物資の調達と輸送手段の確保
 - DICT の広報に関する連絡・調整

4. 関係機関付きの連絡要員

- ・ 都道府県調整本部付き DICT リエゾン又は DICT 現地本部は，必要に応じて，被災現地の保健所や市町村等の関係機関付きの連絡要員を派遣することができる。
- ・ 連絡要員は，関係機関における情報収集および必要な調整を行う。

VII 被災地域における DICT の活動

1. 被災地域での活動

- ・ JSIPC は，被災都道府県あるいは被災都道府県の受援 DICT から支援要請があった場合，ブロック統括あるいは隣県の登録拠点に登録されている統括 DICT 登録者に対し，支援 DICT の編成を依頼する。
- ・ 被災地域で活動する全ての支援 DICT は，原則として自立的に被災地域内の感染制御広域支援拠点に参集する移動手段を得る。

- ・ 被災地域で活動する支援 DICT は、原則として、医療機関および医育機関等に設置される DICT 登録拠点に参集し、統括 DICT の調整下で被災地域活動を行う。
- ・ DICT 登録拠点に参集した支援 DICT は、都道府県調整本部付き DICT リエゾン又は DICT 現地本部の指揮下で感染制御活動を支援する。
- ・ 被災地域で活動する DICT は、域内 ICT 支援および避難所活動、医療機関 ICT 支援を主業務とする。

2. 医療機関 ICT 支援

- ・ 厚生労働省、被災地域の都道府県、都道府県調整本部付き DICT リエゾンおよび PreDICT は、医療機関の被災状況および医療機関 ICT 支援の必要性についての情報を収集し共有する。
- ・ 医療機関 ICT 支援を担当する DICT は、当該医療機関での活動中は、当該医療機関長の指揮下に入る。

3. 域内 ICT 支援

- ・ 都道府県調整本部付き DICT リエゾンは、被災都道府県が域内搬送に関わる感染症情報を DICT に提供するよう働きかける。
- ・ 感染制御広域支援を行う場合においては、JSIPC 派遣の支援 DICT は被災域内の受援 DICT と協力し、被災地域の都道府県との連携を図る。
- ・ DICT は、域内搬送を担当する DMAT、日赤救護班等に対して、域内搬送中の感染制御を支援する。

4. 避難施設活動

- ・ 避難施設活動を担当する支援 DICT は、当該地域で活動中の受援 DICT、保健師等と連携し、衛生指導、環境整備に関する助言、感染制御のためのトリアージ、隔離予防策、予防接種医療等を支援する
- ・ JSIPC は避難施設活動に際し、受援 DICT、厚生労働省および関係省庁と連携し、DICT 登録拠点に DICT 現地本部を設置することができる。
- ・ DICT 登録拠点に参集した支援 DICT は、都道府県調整本部付き DICT リエゾン（DICT 現地本部）の指揮下で感染制御活動を支援する。
- ・ DICT 登録拠点に参集した支援 DICT は、PreDICT および受援 DICT からの情報に基づき、避難施設等における被災者の状態を把握するとともに、現

地保健所等と連携して感染制御のためのトリアージ、隔離予防策、移動制限、予防接種医療等を支援する。

- ・ 各避難施設を担当する支援 DICT は、感染制御資器材・医薬品等の使用状況を把握し、必要があれば、都道府県調整本部付き DICT リエゾン（DICT 現地本部）を通じて、JSIPC および厚生労働省、都道府県に調達等の依頼を行う。
- ・ JSIPC は、厚生労働省、日本赤十字社、国立病院機構等に対し、DICT が行う避難施設の感染制御活動に可能な範囲で必要な支援を要請する。

5. 航空機内等、輸送中における感染制御支援活動

- ・ DICT は、車輛あるいは航空機内等における感染制御支援活動を支援する必要がある場合には、原則として JSIPC と協議するものとする。

6. 後方支援（ロジスティクス）

- ・ DICT は、DICT 活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等について、自ら確保しながら、継続的活動を行うことを基本とする。
- ・ 後方支援（ロジスティクス）は、DICT 統括本部、DICT リザーブメンバー（DICT 支援企業を含む）が担当する。
- ・ JSIPC は、支援を要請した被災都道府県、都道府県医師会、厚生労働省等に対して、DICT 活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等の確保について協力・調整するよう促す。
- ・ JSIPC は、DICT 活動に関わる通信、移動手段、感染制御用物品、滞在手段等の確保について、関係業界（通信関係、運輸関係、医療材料関連企業等）の協力が得られるよう平時から交渉を行うものとする。

VIII 費用の支弁

1. 原則

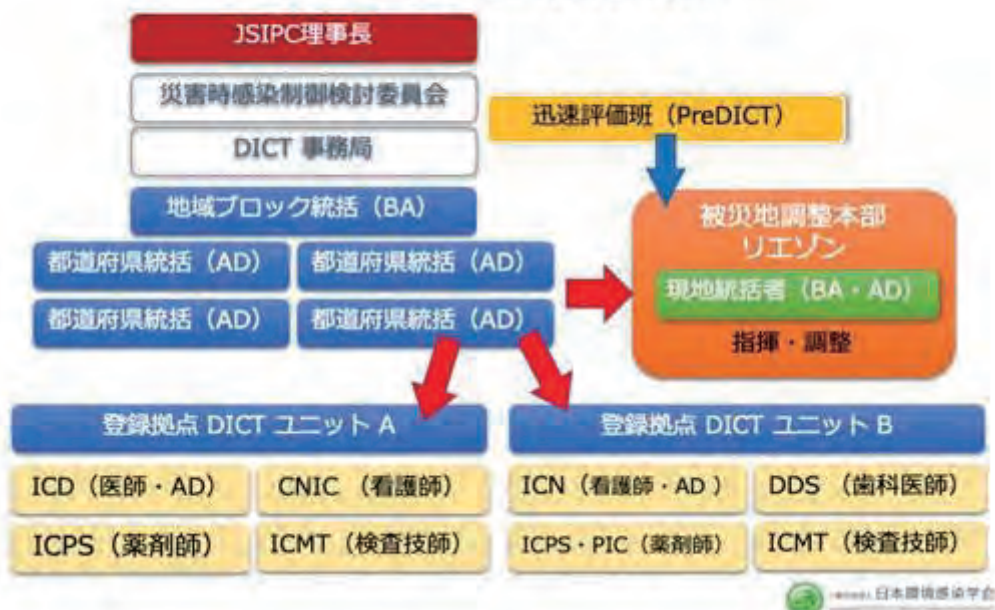
- ・ PreDICT の派遣は、災害時感染制御検討委員会が策定した事業計画に基づいて決定され、JSIPC の年度予算の範囲内で JSIPC が費用を支弁する。

- ・ 支援 DICT の派遣に要する費用支弁は、原則として DICT 派遣に賛同する医療機関あるいは医育機関等（DICT 活動拠点）による。
- ・ 支援 DICT 派遣に賛同する医療機関あるいは医育機関等（DICT 活動拠点）は、所在都道府県との間で、域内・外における支援活動に関する協定を取り交すよう努める。
- ・ 支援 DICT の派遣が被災都道府県の要請による場合は、災害救助法に基づき公費から支弁されるが、支弁の有無に関しては事案ごとに確認する必要がある。
- ・ 支援 DICT の派遣が被災都道府県の要請によらない場合は、原則として公的な費用支弁は行われず、原則として参加者負担となる。

2. 災害救助法が適用される場合

- ・ DICT が、JMAT 等の他の組織において、感染対策専門チームとして活動した場合には、当該活動に対する災害救助法の適応状況に依存して、費用が支弁されることとなるが、その対応状況は個別事案ごとに異なる。

DICTの組織機構



JSIPC 災害時感染制御支援チーム (DICT) 活動開始までの流れ

- 大規模災害発生時、都道府県は災害対策本部下に保健医療調整本部を設置（医政発0705第4号1(1)）する。
- 保健医療調整本部は、厚生労働省災害対策本部に対して保健医療活動にかかる人的支援を要請（医政発0705第4号1(2)③）する。
- 厚生労働省保健局より、JSIPCに対して保健医療活動を要請（厚生労働省防災業務計画 第5節第3.3）する。
- JSIPCは、地域の統括DICT登録者に連絡し、迅速評価チーム（PreDICT）を直接被災地に派遣してDICT活動を開始する。
- 保健医療調整本部にDICTを団体登録し、調整本部付きリエゾンを常駐させる。
- DICTは、保健調整本部の調整のもとで被災地内のICTと連携して感染制御活動を展開する。

日本環境感染学会による支援のイメージ



注：現場の保健衛生機関とは必ずしも組織のみではなく、都道府県の保健担当部局、保健所、あるいは市町村の保健師（専門技術職員等）を含む。